

# 1. 調査概要

## 1 調査の目的

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画基本法第14条では、都道府県が男女共同参画計画を定めることを規定するとともに、市町村は国の男女共同参画基本計画及び都道府県の男女共同参画計画を勘案して、市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることが規定されている。しかし、平成15年4月1日現在の市町村の計画策定率は28.8%に留まり、年々増加傾向にはあるものの地域差は顕著である。

地域において男女共同参画社会を推進していくためには、地域の特性を踏まえた計画の策定が有効であることから、既に策定された都道府県および市町村の具体的な計画の中で、国の基本計画の11の重点目標毎の指標（数値目標）や地域の独自の取組について、総合的に整理・分析することにより、今後の未策定自治体における計画策定の促進に資するとともに、新たな国の基本計画改定のための重要な基礎資料とする。

## 2 調査内容および調査方法

内閣府経済社会総合研究所委託により実施された「地方における男女共同参画施策の方向に関する基礎調査（平成16年1月）における男女共同参画計画を策定している全国の市町村に対する「男女共同参画計画に関するアンケート」回収原票（平成15年9月25日から同15年10月31日実施 760市町村）および各都道府県・市町村の計画書を基に、各都道府県及び市町村の既策定計画について、国の基本計画の11重点目標ごとに、1)指標（数値目標）、2)地域独自の取組に関する条文等を整理・分析し、その結果から特徴や傾向などをとりまとめることとする。

### (1) 調査分析資料

調査分析は、都道府県については平成16年3月時点において有効な男女共同参画計画、市町村については上記「男女共同参画計画に関するアンケート」原票およびアンケート実施時に収集した計画書をもとに行う。

### (2) 整理・分析

各都道府県及び市町村の既策定計画について、国の基本計画における11の重点目標ごとに、1)指標（数値目標）、2)地域独自の取組に関する条文等を地方公共団体名と共に抜粋した一覧表をそれぞれ作成する。

1) 指標（数値目標）については、都道府県は全47件、市町村はアンケート票問11「貴団体が策定した男女共同参画計画には、重点目標に対しての数値目標や進捗状況を評価する指標を明記していますか」で「明記している」と回答した市町村（426件）を対象とした。

2) 地域独自の取組については、都道府県は全47件、市町村はアンケート票問8「貴団体が策定した男女共同参画計画

では、地域の特性に応じて追加した内容がありますか」で「追加した」と回答した市町村（126件）を対象とした。

1) 2) の項目について計画書本体から該当部分の条文を国の11の重点目標別に抜粋し、類似の項目ごとにグループ化して類別した。

都道府県、市町村が指標及び独自性を設定する分野や傾向について分析した。

3 調査実施者 財団法人 関西情報・産業活性化センター

=国の11の重点目標=

- 1.政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2.男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3.雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4.農山漁村における男女共同参画の確立
- 5.男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6.高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7.女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8.生涯を通じた女性の健康支援
- 9.メディアにおける女性の人権の尊重
- 10.男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11.地球社会の「平等・開発・平和」への貢献